

**改正**

平成12年3月24日告示第48号

平成15年3月31日告示第62号

平成16年11月24日告示第270号

平成19年3月30日告示第77号

令和2年4月6日告示第139号

令和6年4月24日告示第179号

木更津市優良特産品推奨事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本市特産品としてふさわしい地場産品の品質の改善及び向上並びに販路拡大に資するため、優良特産品を推奨し、またその旨の表示を行うことにより、もって本市における農林水産事業、商工業及び観光事業の振興発展と郷土意識の高揚に寄与することを目的とする。

(優良特産品)

**第2条** 優良特産品（以下「特産品」という。）とは、本市内において生産（製造を含む。以下同じ。）又は加工された物産で次の各号に掲げる要件を具備し、かつ、木更津市優良特産品推奨審査委員会（第7条第1項を除き、以下「審査委員会」という。）において推奨されたものをいう。

(1) 品質、内容等本市地場産品として適当であるもの

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、意匠法（昭和34年法律第125号）、計量法（平成4年法律第51号）、その他関係法令等に違反しないもの

(推奨品の範囲)

**第3条** 特産品の推奨を受けることができる物産は、本市内において事務所又は事業所を営む個人又は法人その他の団体が生産又は加工した物産で、その物産の主たる部分（全生産又は加工のうち概ね5割以上）を本市内において生産又は加工を行っている物産でなければならない。

(申請の手続)

**第4条** 特産品の推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木更津市優良特産品推奨申請書（別記第1号様式）に現品を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に関わらず、推奨を受けようとする物産の時節、規模及び重量等により現品を添えることが適当でないと認められるときは、図表その他をもって現品に代えることができ

る。

3 新規の認定申請の締切は、5月末及び11月末とする。

(推奨)

**第5条** 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査委員会において審査を行い、特産品として推奨するときは、木更津市優良特産品推奨証（別記第2号様式）を申請者に交付しなければならない。

(推奨証の表示並びに費用負担)

**第6条** 前条の規定により推奨を受けた者は、特産品に木更津市優良特産品推奨証票（別記第3号様式。以下「推奨証票」という。）を貼付しなければならない。ただし、これに係る費用は予算の範囲内において市が負担し、これを超える部分については推奨を受けた者の負担とする。

2 推奨証票を印刷する場合においては、これに係る費用は推奨を受けた者の負担とする。

(推奨証票の有効期間)

**第7条** 推奨証票の有効期間は、第5条の規定による交付を受けた日の属する年度から起算して3年目の年度の12月31日までとする。ただし、審査会が認めたときはこれを継続使用することができる。

2 前項の規定により推奨証票を継続しようとする者は、有効期間満了日前1月以内に木更津市優良特産品推奨継続申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(推奨の取消)

**第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、推奨を取り消すことができる。

- (1) 特産品が第2条各号の規定による要件を欠いたとき。
- (2) 申請者が第3条の規定による要件を欠いたとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により推奨を受けた事実が明らかになったとき。

2 前項の規定の適用によって推奨を取り消された者が受けた損害については、市はその賠償の責を負わない。

(特産品の欠陥による損害賠償)

**第9条** 特産品の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合、市はその賠償の責を負わない。

(不正使用)

**第10条** 第5条に規定する推奨を受けずに推奨証票を無断で使用してはならない。

(木更津市優良特産品推奨審査委員会の設置)

**第11条** 市長は、第4条に規定する申請について審査するほか、必要な審議を行うため、木更津市優良特産品推奨審査委員会を設置する。

(審査委員会の組織)

**第12条** 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、経済部長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 委員は、次に掲げる組織に属する者をもってこれに充てる。

- (1) 千葉県君津農業事務所
- (2) 木更津市農業協同組合
- (3) 新木更津市漁業協同組合
- (4) 金田漁業協同組合
- (5) 木更津市公設地方卸売市場
- (6) 木更津商工会議所
- (7) 一般社団法人木更津市観光協会
- (8) 木更津市園芸振興協議会

- 4 前項の規定に関わらず、委員長が必要と認める者を委員とすることができる。

(会議)

**第13条** 審査委員会は、委員長がこれを招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。
- 3 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、自然災害その他の事由により会議の開催が困難な場合には、書面による審査に代えることができる。

(庶務)

**第14条** 審査委員会の庶務は、経済部農林水産課において処理する。

(補則)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、特産品推奨事業について必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公示のあった日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

**附 則**（平成12年 3 月24日告示第48号）

この告示は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成15年 3 月31日告示第62号）

この告示は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成16年11月24日告示第270号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成19年 3 月30日告示第77号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 4 月 6 日告示第139号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（令和 6 年 4 月 2 4 日告示第179号）

この告示は、公示の日から施行する。

木更津市優良特産品推奨申請書

木更津市長 様

申請者 住 所 木更津市  
氏 名 印  
電話番号

申請事項		内容	
物 品 名 品 種 規格等		出荷期間	
使用期間		年 月 日～ 年 月 日	確認経過
証票・使用 予定枚数		枚	※
現 在 の 出 荷 状 況	生産状況	生産年数 年間	※
	出荷状況	出荷実績 前年出荷量 前々年出荷量 出荷販売ルート別出荷量	※
	品評会 出品歴		※
	貼り付け 場所	(現物に表示も可)	※
	出荷組合名		
販路拡大補足事項等			

確約宣誓

木更津市優良特産品推奨証票の使用要綱の目的を理解し、申請した特産品のイメージアップと共に、郷土意識の高揚に努めることを確約します。

署名\_\_\_\_\_

別記第2号様式

木更津市優良特産品推奨証

第 号  
年 月 日

申請者 住 所 木更津市  
氏 名 様  
電話番号

木更津市長

年 月 日付けで申請のあったことについて、下記のとおり承認されましたので通知します。

記

- 1 物 品 名
- 2 使 用 期 間
- 3 証 票 配 付 枚 数

別記第3号様式

木更津市 優良特産品推奨証票

**木更津市**



**推奨**

木更津市優良特産品推奨継続申請書

木更津市長 様

申請者 住 所 木更津市  
氏 名 印  
電話番号

申請事項	内容		
物 品 名 品 種 規格等		出荷期間	
使用期間	年 月 日～	年 月 日	確認経過
証票・使用 予定枚数	枚		※
現 在 の 出 荷 状 況	生産状況	生産年数	※ 年間
	出荷状況	出荷実績 前年出荷量 前々年出荷量 出荷販売ルート別出荷量	※
	品評会 出品歴		※
	貼り付け 場 所	(現物に表示も可)	※
	出荷組合名		
	使用後の販 売状況につ いて		
販路拡大補足事 項等			

確約宣誓

木更津市優良特産品推奨証票の使用要綱の目的を理解し、申請した特産品のイメージアップと共に、郷土意識の高揚に努めることを確約します。

署名 \_\_\_\_\_